



Part 2

庶民の財布を丸裸にする 税務署の野望

税務当局が見ているのは無論、富裕層だけではない。全国民の大多数を占める一般庶民も監視の対象だ。あなたへの課税包围網は確実に狹まっている。

専業主婦世帯を狙い撃ち? 配偶者控除廃止のインパクト

半世紀以上にわたって専業主婦世帯に減税の恩恵をもたらした配偶者控除の廃止が検討されている。もはや増税のインパクトから多くの家庭が逃れられない。

配

偶者控除をやめるといふことは必ず損得が生じる。
幅広い層が納得する

よくな見直しはあり得ない

」

元財務省官僚で中央大学法科大

学院の森信茂樹教授は、「配偶者控

除制度は明らかに耐用年数を過ぎ

ており、すぐに廃止るべき」と前置きした上で、改革への「覚悟」を国民に問う。

政府・自民党は専業主婦世帯を

優遇する所得税の配偶者控除見直

しに本腰を入れ始めた。同時に、夫婦であれば税負担を軽くする

偶者控除をやめるといふことは必ず損得が生じる。
幅広い層が納得する

よくな見直しはあり得ない

」

「夫婦控除」の創設に前向きな姿勢を示すなど、アメとムチをそろえた格好だ。夫婦控除の対象者には「年収800万~1000万円程度」の上限を設ける具体的な制度設計案も流布している。

これを聞いて、もしかしたら「うちの年収は700万円だから、配偶者控除がなくなってしまっても夫婦控除が適用されるんじゃないかな」と安

心しているとしたら、少し認識を改めた方がいいかもしれない。

森信教授は「仮に800万円が

上限だとしたら、明らかに税収中

つまり配偶者控除廃止のインパクトは年収1000万円超にとどまらず、500万~700万円の専業主婦世帯にも事実上の増税となる。左ページの図を見てほしい。あ

なたがサラリーマンなら、会社から受け取る月給の1年分とボーナスを足したもののが給与収入(年収)だ。

そこから年収に応じてあらかじめ決められた給与所得控除を差し引いて給与所得を計算する。さ

らに各種の所得控除を差し引いたものが課税所得となり、それに税率を掛けて税額が算出される。

配偶者控除は、給与所得から差

すれば、当然それ相応の層になれば、当然それ相応の層にならなければならない。

左ページの図を見てほしい。あなたがサラリーマンなら、会社から受け取る月給の1年分とボーナスを足したもののが給与収入(年収)だ。

そこから年収に応じてあらかじめ決められた給与所得控除を差し

せようとするのは、反発を少しでも抑えたいからにほかならない。

いざにせよ、女性の社会進出

立(増減税同額)を逸脱し、国を持ち出しが増えてしまう。上限はせいぜい500万~600万円といつたところ」と指摘する。配偶者控除だけではなく全ての控除制度を見直したとしても、より対象範囲が広がる夫婦控除のための財源をひねり出すのは容易ではない。

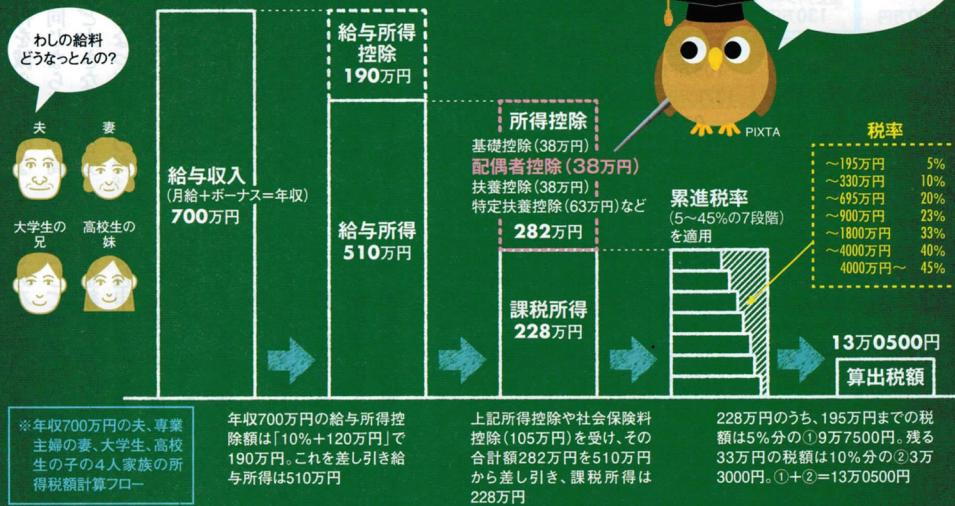
つまり配偶者控除廃止のインパクトは年収1000万円超にとどまる。左ページの図を見てほしい。あなたがサラリーマンなら、会社から受け取る月給の1年分とボーナスを足したもののが給与収入(年収)だ。

そこから年収に応じてあらかじめ決められた給与所得控除を差し

PIXTA

配偶者控除が 5分で分かる3ポイント解説

ポイント①
配偶者控除は妻の年収が103万円以下の場合に受けられる所 得控除の一種



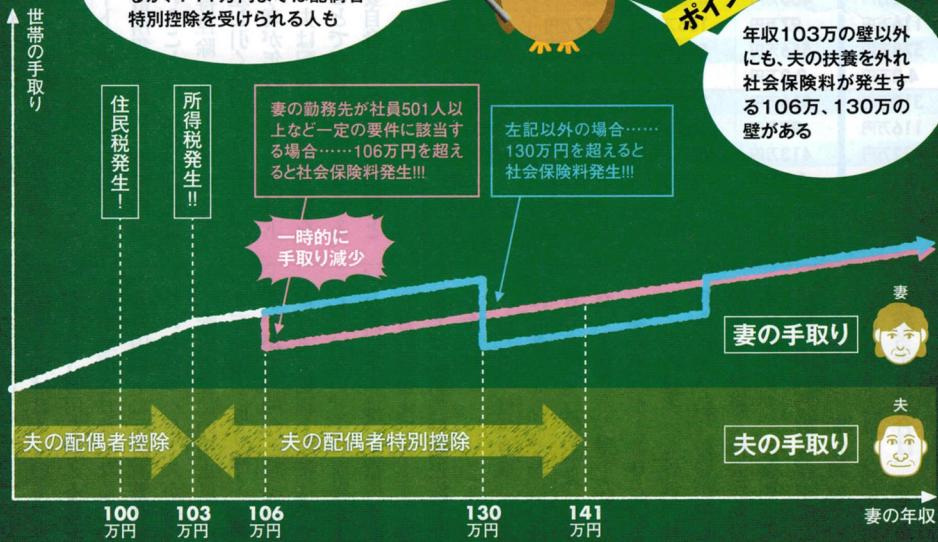
ポイント②

妻の年収が103万円を超えると夫の配偶者控除はゼロになるが、141万円までは配偶者特別控除を受けられる人も

ちなみに……

ポイント③

年収103万の壁以外にも、夫の扶養を外れ社会保険料が発生する106万、130万の壁がある



130万の壁

社員500人以下の会社に勤務

106万円	120万円	「国保」「雇年加入ライン」※2 130万円	「配特」適用上限 140万円	「社保」加入 目安ライン」※3 156万円	200万円
1274万円	1274万円	1274万円	1274万円	1274万円	1274万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円
1378万円	1390万円	1370万円	1378万円	1400万円	1434万円
0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
1015万円	1015万円	1015万円	1015万円	1015万円	1015万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円
1120万円	1132万円	1112万円	1120万円	1142万円	1175万円
0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
864万円	864万円	864万円	864万円	864万円	864万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円
968万円	980万円	960万円	969万円	990万円	1024万円
0万円	0万円	0万円	0万円	0万円	0万円
857万円	853万円	849万円	846万円	845万円	845万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円
962万円	969万円	946万円	951万円	972万円	1006万円
11.8万円	7.0万円	3.7万円	1.0万円	0万円	0万円
726万円	722万円	719万円	716万円	715万円	715万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円
831万円	838万円	815万円	821万円	842万円	876万円
10.7万円	6.4万円	3.3万円	0.9万円	0万円	0万円
600万円	595万円	592万円	590万円	589万円	589万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円
704万円	712万円	689万円	695万円	715万円	749万円
10.7万円	6.4万円	3.3万円	0.9万円	0万円	0万円
464万円	462万円	460万円	458万円	457万円	457万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円
569万円	578万円	556万円	563万円	584万円	618万円
7.0万円	4.2万円	2.2万円	0.6万円	0万円	0万円
320万円	318万円	316万円	315万円	315万円	315万円
105万円	116万円	97万円	105万円	127万円	160万円
424万円	432万円	413万円	420万円	441万円	475万円
5.1万円	3.2万円	1.7万円	0.5万円	0万円	0万円

監修: 落合孝裕税理士

し引く所得控除の一種だ。所得控除は、稼いだお金から一定額を差し引いて課税所得を減らすものなので、控除額が同じなら税率の高い高所得世帯ほど大きな恩恵を受けられる仕組みとなっているのだ。配偶者控除が創設されたのは1961年。日本経済が高度成長に向かい、夫が働きに出で、妻が家庭内で家事を担う世帯が当たり前の世の中だった。こうした「内助の功」を評価し、税負担を軽くする目的で創設された経緯がある。この配偶者控除を受けられる要

件は四つだ。国税庁のホームページには、①民法の規定による配偶者であること、②納税者と生計を一にしていること、③年間の合計所得金額が38万円以下であること、④青色申告者の専業従事者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと、または白色申告者の専業従事者でないこととある。

つまり内縁関係は認められない一方、例えば単身赴任のように納税者と配偶者が別々に暮らしている場合、夫は配偶者控除の適用を受けることで税負担が軽減される。妻の合計所得金額が「38万円以下」ということは、年収で見れば給与所得控除（最低保障額65万円）を差し引く前の103万円だ。つまり妻が年収103万円以下の場合は、夫は配偶者控除の適用を受けることで税負担が軽減される。

妻の合計所得金額が「38万円以下」ということは、年収で見れば給与所得控除（最低保障額65万円）を差し引く前の103万円だ。これがいわゆる「103万の壁」と呼ばれるもので、妻の年収が103万円を超えると配偶者控除が適用されなくなるため、103万円以下に就労調整せざるを得ることだ。夫婦のうち所得の多い方をパートで働く妻だと仮定する。妻の合計所得金額が「38万円以下」ということは、年収で見れば給与所得控除（最低保障額65万円）を差し引く前の103万円だ。これがいわゆる「103万の壁」と呼ばれるもので、妻の年収が103万円を超えると配偶者控除が適用されなくなるため、103万円以下に就労調整せざるを得ないといったケースが指摘される。

配偶者控除の廃止は、その103万の壁を取り除く「働き方改革」が主目的だと政府は説明する

が、実は税制上の壁はすでに存在していない。夫の所得が1000万円を超えてても141万円未満までは配偶者特別控除を受けられるからだ。

むしろ、就労意欲のある妻の前には大きく立ちはだかるのは「130万の壁」、そして今月導入された「106万の壁」だろう。

妻の年収が130万円を超えると、夫の扶養から外れ、社会保険料を自分で払う必要が生じる。住民税+所得税+社会保険料の「トリプルパンチ」となり、実は妻の手取りが一時的に減ってしまう。このうち、妻の勤める企業が社員501人以上など一定の要件に該当する場合は、今月から10万円に壁が引き下げられることになった。配偶者控除を廃止したこと

基礎控除の適用を受け課税されないのだ。

これがいわゆる「103万の壁」と呼ばれるもので、妻の年収が103万円を超えると配偶者控除が適用されなくなるため、103万円以下に就労調整せざるを得ないといつたケースが指摘される。

配偶者控除の廃止は、その103万の壁を取り除く「働き方改革」が主目的だと政府は説明する

が、実は税制上の壁はすでに存在していない。夫の所得が1000万円を超えてても141万円未満までは配偶者特別控除を受けられるからだ。

むしろ、就労意欲のある妻の前には大きく立ちはだかるのは「130万の壁」、そして今月導入された「106万の壁」だろう。

妻の年収が130万円を超えると、夫の扶養から外れ、社会保険料を自分で払う必要が生じる。住民税+所得税+社会保険料の「トリプルパンチ」となり、実は妻の手取りが一時的に減ってしまう。

このうち、妻の勤める企業が社員501人以上など一定の要件に該当する場合は、今月から10万円に壁が引き下げられることになった。配偶者控除を廃止したこと

